

訪日ムスリム外国人旅行者の受入環境整備等促進事業に係る応募要綱

1. 目的

近年、ビザ要件の緩和やLCCの就航等により東南アジアからの旅行者が急増しています。引き続き、マレーシアやインドネシアなどイスラム圏からのムスリム旅行者が増加することが見込まれています。

ムスリム旅行者に対しては、難しいものでなくても、ニーズに応えることのできる対応もあります。まずは、ムスリムについて知り、できることから始め、ムスリム旅行者に対する「おもてなし」を心掛けた柔軟な対応を行っていただくことが重要です。

このため、観光庁では、ムスリム旅行者が、宗教的・文化的な習慣に不便を感じることなく、安心して快適に滞在できる環境の向上を図るよう、ムスリム旅行者受入の実践例や必要な情報をまとめた「ムスリムおもてなしガイドブック」を8月に公表し、普及促進に取り組んでいます。

今般、更なるムスリム旅行者の受入れへの取り組みを促進することを目的に、全国で意欲のある3地域程度を選定し、当該地域の受入環境の向上の取り組みを支援します。

2. 応募概要

地域におけるムスリム旅行者の受入環境の向上と情報提供の促進に関する取り組みについて、積極性や的確性等を考慮し、3地域程度を選定します。

3. 事業実施地域の選定要件

公募する実施地域は、下記の項目のすべてに該当するものとします。

(1) <実施地域>

食や礼拝への対応を主とした受入環境の向上に取り組むことで、ムスリム旅行者を積極的に呼び込もうとする市区町村であること。

(2) <推進体制>

市区町村と民間事業者・団体（以下「民間事業者等」という。）から構成する推進体制が有り、関係者が一体として取り組む合意がなされていること。なお、地域内に多くの外国人旅行者が利用する施設が有る場合は、当該施設の運営者の確実な参加が見込まれること。

(3) <受入環境の向上に関する取り組み>

・事業実施地域内にムスリム旅行者が利用可能な礼拝場所が確保されること
・事業実施地域内の多数の民間事業者等が、ムスリム旅行者の受入環境の向上に資する施策に取り組むこと

例) ノンポーク・ノンアルコールのメニューの多言語による表記や店頭表示、翻訳アプリの活用も含めた多言語による接遇、クレジットカード等の利用可否などの決済環境の店頭表示 等

・上記の民間事業者等の取り組みを市区町村が積極的に支援するものであること

(4) <情報発信に関する取り組み>

訪日前のムスリム旅行者が事前に当該地域の受入環境に関する情報を入手できるよう、地域の観光ポータルサイトなどを活用した情報発信を行うものであること。

(5) <継続性>

市区町村が、民間事業者等の取り組みについての課題を把握・整理・分析し、その結果を今後の取り組みに活かす展望を具体的に有していること。

(6) <運輸局等との連携>

本事業の実施にあたり、市区町村を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）と密に連携を図ること。

4. 申請者

市区町村

※申請する地域が複数の自治体にまたがる場合は、自治体間の連携による実施も可。

5. 国による支援

原則として、別紙の事業について国が支援するものとする。なお、国による支援対象事業は、年度内に事業を終了するものであること。

* 支援対象となる事業は、本事業の目的等に合致したものである必要がありますので、観光庁、運輸局等と事業内容の調整をさせていただく場合があります。

－国による支援の実施フロー（予定）－

事業実施地域の公募

（平成27年11月4日（水）～平成27年11月25日（水））

↓

事業実施地域の選定

（平成27年12月中旬）

↓

事業実施地域における事業の実施

（平成28年1月～平成28年3月）

6. 募集期間

平成27年11月4日（水）～平成27年11月25日（水）17:00 必着

7. 応募方法

「事業実施地域エントリーシート」に必要事項を記入の上、電子メールに添付して、6. 募集期間中に、各運輸局等に提出願います。

8. 応募先

申請地域を管轄する運輸局等（各運輸局等の応募先は下記のとおりです。）

運輸局等名	担当課	送付先アドレス
北海道運輸局	観光部国際観光課 Tel011-290-2723	hkt-visitjapan@ml.mlit.go.jp
東北運輸局	観光部観光地域振興課 Tel022-380-1001	tht-tohoku-kanko@ml.mlit.go.jp
関東運輸局	観光部観光地域振興課 Tel045-211-7265	ktt-ktt-kikan-dm@ml.mlit.go.jp
北陸信越 運輸局	観光部国際観光課 Tel025-285-9181	hrt-hrt-kokusai@ml.mlit.go.jp
中部運輸局	観光部観光地域振興課 Tel052-952-8009	cbt-chiikikanko@ml.mlit.go.jp

近畿運輸局	観光部国際観光課 Tel06-6949-6796	kkt-kokusai-G@ml.mlit.go.jp
中国運輸局	観光部観光地域振興課 Tel082-228-8703	cgt-regional_tourism_section@ml.mlit.go.jp
四国運輸局	観光部国際観光課 Tel087-835-6358	skt-skt-kokusaikanko@ml.mlit.go.jp
九州運輸局	観光部観光地域振興課 Tel092-472-2920	qst-sinko@ml.mlit.go.jp
沖縄総合 事務局	運輸部企画室 Tel098-866-1812	unyu-kikaku@ogb.cao.go.jp

(*各運輸局等において審査後、各運輸局等から観光庁外客受入担当参事官室に提出)
 ※提出に当たっては、念のため各運輸局等に電話にてご連絡戴きますようお願いいたします。

9. 採否通知

選定後、12月中旬を目処に、観光庁外客受入担当参事官室から申請者に対し通知します。

10. お問い合わせ先

観光庁外客受入担当参事官室

電話 03-5253-8111 (内線 27907、27904)、03-5253-8972 (直通)

訪日ムスリム外国人旅行者の受入環境整備等促進事業において国が直接負担する個別事業例

○セミナーの開催

- ・会場使用料等
- ・講師謝礼、旅費（＊）

（＊）観光庁が適当と認める講師に限る

○ムスリム旅行者の受入環境の向上等に関する取り組みへの支援

- ・ピクトグラムシール等、事業者等の取り組みを支援するツールの提供
- ・地域のムスリム対応店舗等を紹介するパンフレット等の作成

○意識調査等

- ・事業者等の取り組みに対する意識調査
- ・ムスリム旅行者への意識調査 等

○その他

- ・その他ムスリム旅行者の受入環境向上に有効な事業で観光庁が適当と認めるもの

※上記個別事業であっても、財産が残る可能性がある経費については、市区町村と民間事業者・団体側の負担とする。